

# 委任状

※必ず委任する本人がすべて記入してください。

※委任状を偽装して証明書を取得した場合には、私文書偽造等の罰則が科せられます。

※代理人は窓口で本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)の提示が必要です。

## ◆ 窓口にくる方(代理人)

住 所			
氏 名		生年月日	年 月 日

私に係る下記の「証明書の請求」及び「届出書の受領」する権限を、上記代理人に委任します。

※ 委任事項にを付けてください。

住 民 票	<input type="checkbox"/> 住民票の写し(※) ・ <input type="checkbox"/> 住民記載事項証明書	通
	※ 個人番号や住民票コードを記載した証明書は代理人には手渡し出来ません。 委任者(依頼する人)の住所に郵送します。	
戸 籍	<input type="checkbox"/> 戸籍全部(個人)事項証明書 ・ <input type="checkbox"/> 除籍謄抄本 ・ <input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し	通
	<input type="checkbox"/> 身分証明書	通
住所異動	<input type="checkbox"/> 転入 ・ <input type="checkbox"/> 転居 ・ <input type="checkbox"/> 転出	
	<input type="checkbox"/> 在留カードの受領	
印 鑑	<input type="checkbox"/> 印鑑の登録申請 ・ <input type="checkbox"/> 印鑑の廃止申請 ・ <input type="checkbox"/> 印鑑登録証の受領	
そ の 他	<input checked="" type="checkbox"/> (旧氏の振り仮名記載請求のため )	

市区村長 殿

令和 年 月 日

## ◆ 依頼する人(委任者)

住 所			
氏 名		生年月日	年 月 日
連 絡 先	委任内容が不明な場合に連絡させていただきます。		

※ 裏面も必ずお読みください。

◆ 委任者が委任状の全部又は一部を自書できない場合、代筆者(代理人は不可)は次の欄に記入してください。

確約書	
この委任状は、身体上の理由で本人が自書できないため、本人の指示のもとに作成したものであり、委任事項は本人の意思に基づくものに相違ありません。	
【代筆者住所】	
【代筆者氏名】	

## 代理人による各種証明書の交付請求書の交付について

委任を受けた人(代理人)が、委任状を持参し、窓口で交付請求書に必要事項を記入していただきますので、次の点に留意してください。

1. どの証明書が必要ですか？
2. どなたの証明書が必要ですか？
3. 何通必要ですか？
4. 住民票の写しを請求する際、同じ住所でも世帯を分けている場合は委任状が必要です。
5. 住民票の写し等に「本籍・筆頭者」及び「世帯主の氏名・世帯主から見た続柄」の記載が必要かご確認ください。
6. 住民票の写し等に個人番号(マイナンバー)や住民票コードの記載が必要な場合、「提出先」が必要になりますので、窓口にて提出先を聞き取りさせていただきます。この場合、代理人に直接手渡しすることはできませんので、本人(委任者)の住所に郵送します。
7. 戸籍関係(身分証明書を除く)は、委任状がなくても、本人・直系親族(祖父母・父母・子・孫)・配偶者の証明書を請求することができます。また、本籍地以外の市区町村窓口でも請求することができます。  
ただし、本人・直系親族(祖父母・父母・子・孫)・配偶者以外の戸籍証明書(身分証明書を除く)を請求する場合は、委任状が必要になります。また、委任状があっても、本籍地以外の市区町村窓口で請求することはできません。
8. 身分証明書は、本人(委任者)分以外は請求できません。
9. 住所異動届について
  - a. 住所異動届に異動日や住所、世帯主を正確に記入してください。
  - b. 転入手続きでは、前住所地で発行された「転出証明書」が必要ですので、お忘れなく持参ください。  
また、マイナンバーカードをお持ちの方は合わせて持参してください。
  - c. 特例転入の場合、マイナンバーカードを持参してください。
10. 代理人による印鑑登録は、委任状のみでは手続きできません。来庁できない証明等が必要になりますので、詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。